

議案第 55 号

白岡市手数料条例の一部を改正する条例

白岡市手数料条例（平成 12 年白岡町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 32 号及び第 33 号中「第 18 条第 14 項」を「第 18 条第 20 項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

建築基準法の一部改正に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。